

## 令和6年度豊島区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

豊島区では、一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料の一部を助成する事業を実施してきました。  
令和6年度においても、東京都の補助金を活用して令和7年3月31日まで本事業を実施します。

### 制度概要


対象者	児童と同居し、豊島区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育認定不問）  ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方  保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象となります。  ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象となります。
対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
対象児童	未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)
助成 上限時間	児童ひとりにつき年度あたり144時間(多胎児の場合は児童ひとりにつき年度あたり288時間)
助成 上限金額	7時～22時 1時間あたり2,500円 (22時～翌7時 1時間あたり3,500円)
対象 利用料	純然たる保育サービス提供対価(税込)  ※入会金、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準じる費用は助成対象外  ※クーポン等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象となります。
対象 事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者
保育基準	児童一人に対し、ベビーシッター1人の配置により提供されるものであること

※申請には令和6年度の申請書を使用してください。



←令和6年度ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)ホームページはこちら

## 利用の流れ

<b>(1)事前登録</b>		
<p>助成金の申請の前に、指定のメールフォームから豊島区へ利用料助成の事前登録を行ってください。 登録の申請を受け付けた後、内容を確認し、豊島区より「登録番号」とともに登録完了をお知らせします。</p> <p><b>※すでに利用登録を行っている場合は登録の必要はありません。</b></p> <p>※利用登録がお済みでない場合、利用料助成ができません。 <span style="float: right;"><b>メールフォーム⇒</b></span></p> <p>※登録番号は申請書兼口座振替依頼書申請で必要となります。</p>		
<b>(2)対象事業者と契約</b>		
<p>東京都の認定事業者から利用したい事業者を選び直接契約を行います。その際、 <b>「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。</b> 認定事業者以外でのご利用は助成対象外となります。</p>		
<b>(3)書類の受領</b>		
<p>①サービスを利用し、料金を支払ったら、事業者から「利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳・担当したベビーシッターの名前が分かるもの」と、「領収書」の交付を受けてください。</p> <p>②事業者から「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」(発行日が利用日当日もしくはそれ以前であることをご確認ください)の交付を受けてください。 証明書は従事したベビーシッターが本事業の助成要件を満たしているかを確認するためのものです。</p>		
<b>(4)申請</b>		
サービスの利用後、下記の書類をそろえて区に申請してください。		
<b>【提出書類】</b>		
(1)申請書兼口座振替依頼書(区様式)		きょうだいの場合は児童ごとに作成してください。
(2)利用内容内訳表(区様式)		
(3)ベビーシッター事業者の領収書		
(4)「利用した児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳・担当したベビーシッターの名前が分かるもの」		
(5)従事したベビーシッターの要件証明書		
(利用日によって従事したベビーシッターが異なる場合はそれぞれ必要です。)		
<b>【提出方法】</b>		
<p>提出書類を下記受付締切日までに子育て支援課に提出してください。 審査後、助成金額の決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。(申請を受け付けた月の末日から2か月程度を要します。)</p>		
<b>申請スケジュール</b>		
利用月	受付締切日	<p><b>必ず受付締切日までに「申請書兼口座振替依頼書」と「利用内容内訳表」、その時点で提出可能な添付書類を提出してください。</b> 受付締切日までに提出があった申請書については一定期間まで不足書類の追加提出を受け付けます。 <b>受付締切日までに申請書のご提出がない場合は、予算執行の関係上、申請を受け付けられません。</b></p>
令和6年4月～6月	令和6年7月31日 消印有効	
令和6年7月～9月	令和6年10月31日 消印有効	
令和6年10月～12月	令和7年1月31日 消印有効	
令和7年1月～3月	令和7年4月15日 消印有効	
<p><b>【提出及びお問い合わせ先】</b> 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階10番窓口 子育て支援課 庶務・事業グループ(ベビーシッター利用支援事業担当) 電話:03-4566-2478</p>		